

第四次産業革命を視野に入れた 不正競争防止法に関する検討

中間とりまとめ概要（案）

平成29年3月

産業構造審議会 知的財産分科会
営業秘密の保護・活用に関する小委員会

保護対象となる情報等の位置づけ

秘密として管理された情報

< 自社のみ、又は守秘義務等の契約等で権限のある者のみが使用 >

価値あるデータ

営業秘密（不正競争防止法）

- ・営業秘密の侵害を禁止行為の類型として規定
- ・差止請求権、損害賠償請求権（損害額の推定規定あり）、刑事罰などを規定

- ・現行制度上、民法に基づく契約で対応する選択肢もある。
- ・ただし、第三者効のない契約では、契約の遵守が期待できる特定の提携先を超えて、多数の主体と取引することにはリスクがあると考えられる。

秘密として管理されていない情報

< 無制限、無条件での利活用 >

1 データ不正利用行為等の規制

価値あるデータの利活用が広く進むような法的な枠組みはない

ビジネス上の選択

ビジネス上の選択

特段の措置なし

共有情報として自由に利活用すべきものであるため、特段の措置は不要と考えられる。

知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会（新たな情報財検討委員会）（第5回）資料を基に作成

< 情報保護の強化 >

営業秘密（不正競争防止法）

- < 立証責任の転換 >
生産方法について
 - 不正な取得行為
 - 関連する物の生産をした場合の被告の使用を推定

3

分析方法等（その他政令で定める情報）を追加

技術的制限手段の保護（不正競争防止法）

- ・コンテンツ（「映像」「音」「プログラム」）の「視聴」「実行」を制限する技術的な手段を無効化する装置の提供を規制

2

- ・技術的な制限手段の保護対象に分析等の「利用」を追加
- ・「データ」に係る技術的な制限手段を保護対象に追加
- ・技術的な制限手段の定義の明確化
- ・無効化サービスの規制

1

1, 2

営業秘密管理指針・秘密情報の保護ハンドブック等の改訂

データに付加する管理情報（データ管理情報（仮））の保護

1 . データ利活用促進に向けたデータ保護（データの不正取得の禁止）

データ利活用の促進に向けては、安心して、他者とデータを共有したり、オンラインで外部のAI等のプログラムやストレージ等のサービスを利用できる環境が必要。そのため、新たに、以下の規定の創設を検討する。

不正な手段によりデータを取得する行為や、不正な手段により取得されたデータを使用・提供する行為を、不正競争行為とする。（論点1、2）

規制行為：不正競争行為として以下の行為を規制する。

- ・不正な手段によるデータの取得（論点3）
- ・不正な手段により取得したデータの使用・提供（論点3）
- ・他者のデータに付された管理情報の削除・改変等（論点5、6）

留意点

- ・契約違反（民法等）として対応可能な行為との整理が必要
- ・その他の行為について規制すべきか否かも検討が必要（契約違反、転得等）（論点4）

保護対象：以下の要件を満たすデータを保護対象とする。

- ・データ収集・管理等への投資がなされていること（論点7）
- ・事業活動に有用な情報であること（論点9）
- ・客観的に管理の意思が認識できること（論点8）
- ・その他（論点10、11）

留意点

- ・営業秘密として保護され得る情報の明確化のため、必要に応じ、「営業秘密管理指針」、「秘密情報の保護ハンドブック」等の改訂も行う（論点12）

救済措置：規制行為に対し以下の救済措置を設ける。

- ・差止請求
- ・損害賠償（損害賠償額の推定）
- ・信用回復措置

留意点

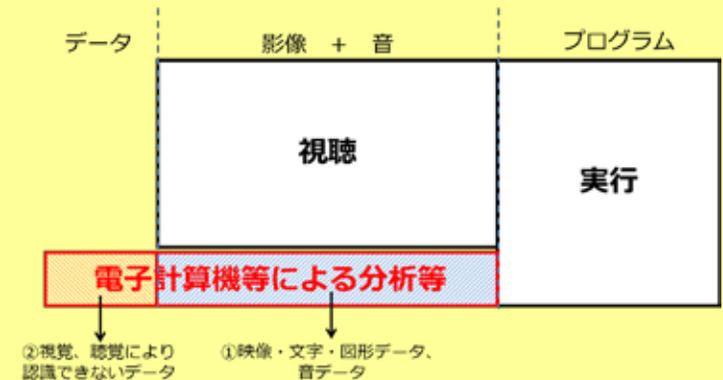
- ・刑事罰の導入の是非
- ・その他の救済措置の必要性の検討

2 . 暗号化など技術的な制限手段の保護強化

データの価値が高まる中で、暗号化を施した上でのデータのやり取りや、データをAI学習や分析など、視聴以外の利用を行うことが増えてきている。そのため、暗号化されたデータ等の保護強化に向けて、以下の規定の追加等を検討する。

< 保護対象の追加 >

- ・「映像」、「音」を、分析等「視聴」以外の利用を制限するために施される技術的な制限手段を保護対象として必要に応じて追加する。（論点13）
- ・人が視覚・聴覚で感知できないデータの利用を制限する手段の保護に関しては、必要に応じ検討する。



< 技術的制限手段の対象の明確化 >

- ・アクティベーション方式等が技術的制限手段に該当することを明確にする。（論点14）

< 技術的制限手段の無効化に関連するサービスの提供禁止 >

- ・技術的制限手段を無効化するサービスを提供する行為を、必要に応じて不正競争行為とする。
- ・無効化を可能とする情報提供サービスに関しては、引き続き、慎重に検討する。（論点15）

3 . 技術的な営業秘密の保護（立証責任の転換）

【政令】

データの価値が高まり、データの分析もAI等の実装により高度化が進み、その分析方法等の開発にも相当の投資がなされている。企業は、分析方法等を、営業秘密として秘密管理し競争力を維持している。一方で、万が一、その方法が不正に取得されて使用されたとしても、その使用に関しては、外部からの立証が困難な状況。そのため、分析方法等について、不正な営業秘密の取得等が認められる場合において、その秘密を使用したことを推定することを検討する。

不正競争防止法の第5条の2の規定（政令）により、技術上の秘密を使用する行為等として推定する対象として、分析方法等を規定する。

保護対象：「技術上の秘密」については、以下の情報等を**想定し検討する。**（論点16）

化学分析方法

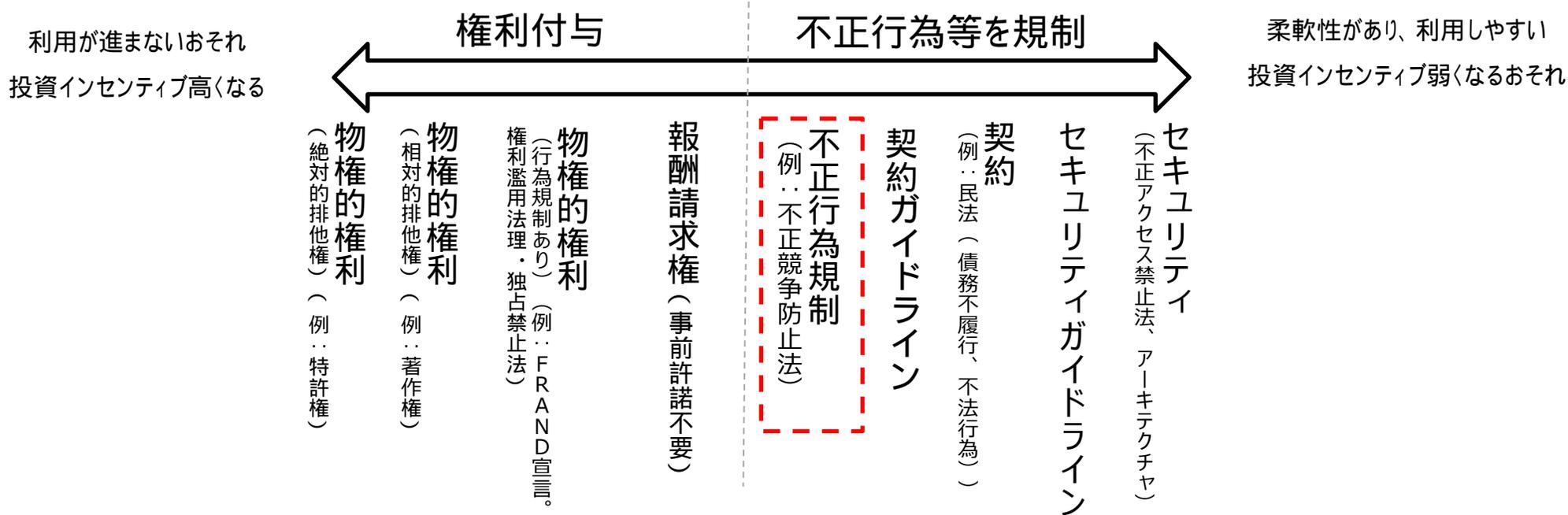
画像分析方法

- ・上記の秘密に応じた「明らかな行為」についても、検討する。
- ・**その他の技術上の秘密に関しても、引き続き、ニーズを調査し、必要に応じ、追加を検討する。**

留意点

- ・差止の対象とすべき行為の範囲と原告の求める措置のバランスを考慮しつつ検討する
- ・被告の反証については、証拠に含まれる営業秘密の漏えいを防止する手続が整備されている点も考慮

(参考) 知的財産に関する政策手段と「新たな情報財検討委員会」における検討



知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会（新たな情報財検討委員会）における主なご意見

データは今までの法律で守れるのか。安心感がないと企業はデータを出せない。重要なのはバランス。保持側・利用側どちらに傾いてもデータの困り込みが起きる。

確固たるビジネスモデルが出ていないので、あまりに強い権利を与えたり、がんじがらめの制度になると動きにくい。

利活用ということを考える以上は、排他的利用権の設定を新たに創設することには反対。

意図せずにデータが流れてしまった場合の救済について、契約による損害賠償だけでなく、不正競争防止法の何らかの適用をして、差止できると良いのではないか。

データを不正の意図をもって入手する行為とか、受領したデータを第三者に開示する行為を新たな不正行為として追加するかを検討していただきたい。

プロテクションを破ってデータを抽出して、第三者に提供する行為は不正行為と認定するアプローチはあるのではないか。